

「さいたま市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	<p>行動計画では「8 医療」「9 治療薬・治療法」「12 物資」等が整理されているが、薬局は外来患者、自宅療養者、避難者の最前線接点であるにもかかわらず、薬局・薬剤師の役割が独立して明示されていない。</p> <p>発熱患者がまず来局、医療機関にかかれ慢性疾患患者が来局、治療薬・抗ウイルス薬の問い合わせ集中など、現場ギャップが想定されるため、「医療機関前の一次対応拠点」としての薬局の明記が必要である。</p>	<p>P 59～62 / 第3部第8章</p> <p>P 63～65 / 第3部第9章</p> <p>P 85～87 / 第3部第12章</p>	1	<p>本計画は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく法定計画であり、主に新型インフルエンザ等が発生した際の、自治体の対応や考え方を示すものです。</p> <p>また、発生する感染症の特徴や病原体の性状により適切な対応方法等が異なることから、個別具体的な方針や役割を明記することは困難であると認識しております。</p>	素案のとおりといたします。
2	<p>災害・パンデミック初期は、医療機関の閉鎖、処方箋発行不能、第2種措置協定締結医療機関の実効性など、医師との連絡不能が常態化するが、計画内では、検査、治療薬、医療提供体制が詳細に書かれているものの、薬局の役割が未記載。</p> <p>薬局が対応すべきところで「対応する医薬品を出せるのに出さない」事態が起きる。</p> <p>「災害時・感染症有事において、処方箋交付が困難な場合は、法令に基づく特例的供給の活用を検討する」との一文の明記が必要。</p>	<p>P 59～62 / 第3部第8章</p> <p>P 63～65 / 第3部第9章</p> <p>P 66～70 / 第3部第10章</p>	1	<p>本計画は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく法定計画であり、主に新型インフルエンザ等が発生した際の、自治体の対応や考え方を示すものです。</p> <p>また、発生する感染症の特徴や病原体の性状により適切な対応方法等が異なることから、個別具体的な方針や役割を明記することは困難であると認識しております。</p>	素案のとおりといたします。
3	<p>抗インフルエンザ薬・抗ウイルス薬は、実際は薬局が交付拠点だが、薬局の在庫・供給調整・偏在対策が未整理であり、「9 治療薬・治療法」では、職員向け備蓄、医療従事者への予防投与が中心で、「一般患者への薬局経由での供給動線」が書かれていない。</p> <p>薬局を含め、県の感染症対策課を通じた医薬品流通調整、災害薬事コーディネーターの関わり、優先供給ルールの事前設定（措置協定締結医療機関、薬局への優先）、在庫可視化（地域医薬品提供計画において薬局の在庫状況が可視化可能）について、「9 治療薬・治療法」「12 物資」に追記が必要である。</p>	<p>P 64、65 / 第3部第9章</p> <p>2-1、3-1</p>	1	<p>本計画は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく法定計画であり、主に新型インフルエンザ等が発生した際の、自治体の対応や考え方を示すものです。</p> <p>また、発生する感染症の特徴や病原体の性状により適切な対応方法等が異なることから、個別具体的な方針や役割を明記することは困難であると認識しております。</p>	素案のとおりといたします。
4	<p>「3 サーベイランス」の記載は、医療機関、JIHS、検査機関が中心だが、現実には解熱鎮痛薬、咳止め、抗原検査キット、咽頭痛関連OTCの購入動向が最速の兆候を示すものであるにもかかわらず、薬局販売・相談データが活用されていない。</p> <p>「準備期」に、薬局からの相談件数、OTC販売動向を参考情報として位置づける必要がある。</p>	<p>P 34 / 第3部第3章</p> <p>1-2</p>	1	<p>素案の第3部第3章「サーベイランス」準備期においては、市内の流行状況を複数の情報源から把握することとしておりますので、いただいたご意見につきましては、「平時に行う感染症サーベイランス」における今後の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
5	<p>「4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション」の記載では、市民向け、コールセンターが中心だが、市民は市HP、医療機関より、まず薬局で聞くため、薬局が「未統一情報」を口頭で伝えてしまうリスクがある。</p> <p>薬局向けにQ&amp;A、説明文テンプレート、掲示用ポスターを公式に整備・配信すべきである。</p>	<p>P 39、40 / 第3部第4章</p> <p>第2、3節</p>	1	<p>いただいたご意見を踏まえ、素案の第3部第4章「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」において、関係機関への情報提供・共有に関する項目を追加します。</p>	ご意見を踏まえ修正いたします。

「さいたま市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
6	<p>「12物資」の記載では、保健所、医療機関、消防、が中心だが、薬局は発熱者と非発熱者が混在する高リスク空間となっているにもかかわらず、PPE不足時の優先順位が不明である。</p> <p>薬局を医療提供関連施設として明示する必要がある。</p> <p>また、第2種措置協定締結の薬局に2か月分の備蓄が推奨されているが、PPE配分ルールに薬局を含めてほしい。</p>	P 87 / 第3部第12章 第3節	1	<p>感染症患者とのハイリスクな接触（診断前の患者宅や移送車（救急車）等の密室、飛沫の発生を伴う検査等での接触）が想定される業務の従事者へ優先して提供することを目的として、記載のとおり備蓄を行っています。</p> <p>1 計画上、薬局を含む関係機関に備蓄品を提供することを否定しているものではありませんが、発生する感染症の特徴や病原体の性状により適切な対応方法等が異なることから、個別具体的な方針や役割を明記することは困難であると認識しております。</p>	素案のとおりといたします。
7	<p>「8医療」「11保健」の記載では、自宅療養、健康観察が記載されているが、実際には、自宅療養者の薬は薬局訪問薬剤師が担うことになるにもかかわらず、薬の供給主体が明記されていない。</p> <p>自宅療養者支援に関する項目の中で、薬局、訪問服薬指導の明示が必要である。</p>	P 61 / 第3部第8章 3-2-2-1②  P 81、83 / 第3部第11章 3-2-4① 3-3-2-1⑤	1	<p>本計画は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく法定計画であり、主に新型インフルエンザ等が発生した際の、自治体の対応や考え方を示すものです。</p> <p>1 また、発生する感染症の特徴や病原体の性状により適切な対応方法等が異なることから、個別具体的な方針や役割を明記することは困難であると認識しております。</p>	素案のとおりといたします。
8	<p>計画では「訓練の実施」が強調されているが、薬局は、見学や、オブザーバー扱いになりがちである。</p> <p>8 訓練項目に、災害処方箋対応（災害救助法と同レベルの緊急事態宣言発令時）、処方箋（後日交付の前提）での調剤のルール、自宅療養者支援の明記が必要である。</p>	—	1	<p>当該計画においては、今後実施する訓練等について、現時点で訓練項目の詳細等まで記載しているものではありませんが、いただいたご意見につきましては、今後の訓練実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
9	<p>子供のインフルエンザの予防接種を毎年受けさせているが、他市では子供のインフルエンザワクチン接種に対して助成があると聞く。</p> <p>9 さいたま市も、高齢者だけでなく子供のインフルエンザ予防接種にも助成を出して欲しい。</p>	—	1	<p>当該計画が対象とする「新型インフルエンザ等」はご意見中の（季節性）インフルエンザとは異なる疾患ですが、いただいたご意見につきましては、今後本市の施策の参考とさせていただきます。</p>	当該計画の内容に関するものではないため、素案のとおりといたします。

■ 集計結果

意見提出者数	2名
意見項目数	9件
修正項目数	1件